

## 奈良県住民基本台帳ネットワークシステム審議会 議事概要

1. 開催日時：令和2年8月5日（水） 15：00～15：45

2. 開催場所：奈良県庁本庁舎5階 第一会議室（大）

3. 出席委員：伊藤委員、上田委員、緒方委員

### 4. 議 題

(1) 奈良県住民基本台帳ネットワークシステム審議会会長、会長職務代理の選出について

委員互選の結果、会長は上田委員に決定

会長からの指名により、会長職務代理は伊藤委員に決定

(2) 奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案について

審議の結果、条例案を原案どおり改正することを可とすることを議決

審議の概要は以下のとおり

<審議の概要>（ ）内は発言者

（事務局） 「奈良県住民基本台帳法施行条例」別表第1に掲げている事務に、住民基本台帳ネットワークシステムにより都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務を、別表第2に掲げている事務に、都道府県知事保存本人確認情報を提供する知事以外の執行機関の事務をそれぞれ追加するため、所要の改正をしようとするものである。

（上田会長） 本審議会における審議対象は「奈良県住民基本台帳法施行条例」のみであり、「奈良県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」は審議対象外という認識でよいか。

（事務局） ご認識のとおり審議対象外である。

（上田会長） 資料に記載の件数は想定件数であり、実際にはこれを下回る件数の利用という認識でよいか。

（事務局） ご認識のとおりである。あくまでも申請時に個人番号の記載が無い方についてのみ検索する。

（上田会長） 承知した。

- (上田会長) 「住民基本台帳法」第三十条の十五において、「個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができる」という但し書きがあるが、今回の2つの事務はこの要件を満たしているということによいか。
- (事務局) 現在、県のマイナンバー制度担当課が「奈良県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例」を改正する手続きを進めている。本条例が改正されると第二項の規定を満たすことになる。
- (上田会長) 承知した。
- (緒方委員) 中等教育学校の後期課程とは何か。
- (事務局) 中高一貫校の高校部分のことである。
- (緒方委員) 今回は高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のいずれの専攻科も対象となるということか。
- (事務局) ご認識のとおり、いずれの専攻科も対象となる。
- (緒方委員) 先ほど話のあった、「奈良文化高校」及び「榛生昇陽高校」とは特別支援学校に該当するのか。
- (事務局) 特別支援学校ではなく、高等学校に該当する。
- (緒方委員) 整理すると、県内には高等学校の専攻科が2つ存在し、中等教育学校の専攻科及び特別支援学校の専攻科は存在しないということか。
- (事務局) ご認識のとおりである。
- (上田会長) 県内には公立高等学校の専攻科と私立高等学校の専攻科が1つずつ存在するという理解によいか。
- (事務局) ご認識のとおりである。
- (緒方委員) 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の全ての専攻科が対象となっていることが分かるよう、文言を工夫した方が良いのではないかと。
- (上田会長) 条例の書きぶりについてはどこかで確認しているのか。
- (事務局) 県の法令担当課に確認し、了承を得ている。

(伊藤委員) 条例改正案文中に「規則で定めるもの」とあるが、規則の改正については別途対応するのか。

(事務局) 別途対応する。今後情報提供させて頂く。

<表決>

(上田会長) 「奈良県住民基本台帳法施行条例」の一部を改正することを可とする決議をして良いか。

(委員全員) 異議なし。

(上田会長) なお、住民基本台帳ネットワークシステムの利用にあたっては、個人情報保護及びセキュリティの確保に十分努めて頂くことを奈良県知事宛の答申とする。

(上田会長) 議事録については、奈良県住民基本台帳ネットワークシステム審議会の議事及び議事録の公開要領第3条において、審議会の議事録その他の資料は原則として公開することとされているので、原則通り公開とする。